



平成14年12月13日
日本原子力発電株式会社

東海発電所の保安検査結果に係る対応について（茨城）

当社は、本年9月2日から13日に行われた、経済産業省原子力安全・保安院による東海発電所（廃止措置中）の保安検査の結果、保安規定に定める手続と異なる手続をしていたこと等について指摘を受けておりました（9月24日文書受領）。本件について、原因、再発防止策等を取り纏め、本日、同省原子力安全・保安院に報告いたしましたのでお知らせします。

以上

添付資料 東海発電所の保安検査結果に係る対応について（概要）

東海発電所の保安検査結果に係る対応について（概要）

1. 原子力安全・保安院の保安検査結果について

（1）保安規定第19条第2項及び第36条第2項に違反すると認められた事実

- ①保安規定第19条第2項に定める手続と異なる手続により、放射線作業手順が作成されていたこと。（使用済燃料冷却池排水・撤去工事及び油タンク等残さ処理工事のうち各1件計2件の工事）
- ②保安規定第36条第2項と齟齬のある社内規程を策定していたこと（第36条第2項では、廃止措置工事以外の作業について作業担当課長が放射線防護上の措置を立案し、環境保安課長の承認を得る手続が規定されているが、社内規程で環境保安課長が自ら作成して承認する手続が定められていた。）

（2）当社に求められた対応

- ①本件に対する是正措置を早急に講ずること。
- ②本件違反が生じた原因及び保安規定と齟齬のある社内規程が策定された原因の究明並びに再発防止策について検討すること。
- ③同発電所社内規程の保安規定への適合性について総点検を行い、齟齬が認められた場合には原因の究明及び再発防止策について検討すること。
- ④上記①から③までの結果を速やかに当院あて報告すること。

2. 当社の対応について

（1）是正措置

平成14年9月26日に保安規定の手続に従い、新たに放射線作業手順を作成すると共に、保安規定に合わせ社内規程を改正し、9月30日に原子力安全・保安院へ報告した。

（2）原因及び再発防止策

①原因

- 1)保安規定第19条第2項（廃止措置工事の放射線作業手順）に定める手続と異なる手続により、放射線作業手順が作成されていた原因
 - a. 廃止措置工事の開始に当たって、廃止措置工事の請負工事に係る放射線作業手順の作成手続を社内規程に追加し所内委員会で審議したが、今後直営工事を行う場合は手続を追加する必要がある旨の議論がなされなかった。
 - b. 直営工事の実施が明確になった時点で、直営工事の放射線作業手順の作成手続を社内規程に追加する必要があったが、従来の手続への強い思い込みがあり、追加しなかった。
 - c. 直営工事の放射線作業手順作成の際、従来の手続への強い思い込みがあり、保安規定を再確認せず、保安規定と異なる手続で放射線作業手順を作成した。
- 2)保安規定第36条第2項（廃止措置工事以外の放射線作業手順）との齟齬が認められた社内規程が策定された原因（齟齬が認められた社内規程に基づいて放射線作業手順が作成されていた原因を含む）
 - a. 保安規定改正時に、保安規定の条文と社内規程の当該箇所を比較した確認を行わなかったため、齟齬のある社内規程が策定された。
 - b. 保安規定改正時に、社内規程が改正されたが、保安規定引用条番号の変更のみであったため、所内委員会では審議しなかった。
 - c. 放射線作業手順の作成の際に、保安規定を再確認しなかったため、保安規定と異

なる手続で放射線作業手順を作成した。

②再発防止策

- 1)工事に係る手続について、関連する社内規程と保安規定の内容を確認し、保安規定と異なる運用が認められた場合は、関連する社内規程を改正する。
また、保安規定に基づく手続の流れを記載したチェックシートにより、保安規定どおりの手続が行われていることを確認する。
- 2)所内委員会において多角的な観点での議論ができるよう審議のポイントを定める。
- 3)保安規定に定める業務を担当する者が保安規定の改正内容及びその背景等について理解を深め、業務内容の変更点を把握することを目的に、保安規定の改正の都度、保安規定等の改正内容に係る講習を実施する。
- 4)保安規定改正があった場合は、保安規定と社内規程の条文の適合性を確認する比較表を作成し、社内規程の変更の如何にかかわらず、その比較確認結果を所内委員会で審議する。

(3) 東海発電所社内規程の保安規定への適合性総点検結果

東海発電所保安規定に関連する全ての社内規程について、保安規定への適合性を点検した結果、保安規定と齟齬のある社内規程はなかった。

以 上

＜参考＞東海発電所原子炉施設保安規定（抜粋）

第4章 廃止措置管理

（作業票及び放射線作業手順）

第19条 廃止措置室長，電気保修課長及び機械保修課長は，第18条（工事の実施）第1項の工事（以下本章において「工事」という。）を実施する場合は，作業票に次の各号に示す計画及び措置を記載し，発電課長の承認を得るとともに，その写しを廃止措置室長に通知する。

- (1) 工事対象範囲，工事内容及び工事時期
- (2) 系統隔離
- (3) 作業用電源使用予定

2. 廃止措置室長，電気保修課長及び機械保修課長は，管理区域内で工事を実施する場合は，放射線作業手順に次の各号に示す放射線安全のための措置を環境保安課長と協議の上記載し，環境保安課長の承認を得るとともに，その写しを廃止措置室長に通知する。

- (1) 線量当量率，空気中の放射性物質濃度及び表面汚染密度の測定・監視措置（作業前，作業中，作業後の計画）
- (2) 被ばく線量低減措置
- (3) 汚染拡大防止措置

3. 廃止措置室長，電気保修課長及び機械保修課長は，第1項及び第2項の工事が完了した場合は，発電課長及び廃止措置室長に通知する。ただし，第2項の工事については，環境保安課長にも通知する。

第6章 放射線管理

（管理区域内における特別措置）

第36条 環境保安課長は，管理区域のうち次の基準を超える場合又は超えるおそれがある場合は，標識を設けて他の場所と区別する他，区画，施錠等の措置を講じる。ただし，放射線等の危険性が低い場合は，この限りでない。

- (1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト
- (2) 空気中の放射性物質濃度又は床，壁，その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が，法令に定める管理区域に係る値の10倍

2. 各課長は，第1項の区域内で作業を行う場合は，作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し，環境保安課長の承認を得る。ただし，第18条（工事の実施）第1項の工事の場合は，第19条（作業票及び放射線作業手順）第2項による。

3. 各課長は，汚染の広がりを防止するため，第1項(2)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は，更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。